

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：広野町

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	69.4%
全職員	64.6%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職別段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	99.6%
本庁課長補佐相当職	98.0%
本庁係長相当職	99.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.8%
31～35年	92.8%
26～30年	91.0%
21～25年	86.0%
16～20年	91.8%
11～15年	90.4%
6～10年	104.6%
1～5年	84.4%

【説明欄】

- ① 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、短時間勤務の職員については、その者の週の勤務時間を常勤職員の週の勤務時間で除した数（週の勤務時間／38時間45分）を職員数としている。
- ② パートタイム会計年度任用職員のうち、日額又は時間額で報酬を支給する職員については、雇用形態が多様であり、常勤職員と単純に比較できないため除外している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表となる年度までの年度単位で算出している。